

□平成 20 年の風水害と今後の課題

総務省消防庁国民保護・防災部防災課

1 近年の降水量の変化

我が国は、急峻な地形、気象などの自然条件から水害の発生しやすい環境にあり、梅雨前線、台風、局地的な豪雨、洪水によって、大きな被害を受けている。また、近年の土地利用の変化と相まって、土砂災害による被害も発生している。

我が国でも、豪雨の発生頻度が近年増加傾向にあるように、今後は、地球温暖化に伴う気候変動により、大雨の頻度増加、台風の

強大化、海面水位の上昇等を通じた風水害の頻発・激甚化などの懸念が指摘されており、特に、平成 20 年には、7 月から 9 月にかけて全国各地で集中豪雨が発生した。

全国平均の年降水量平年比については、年々の変動幅(標準偏差)が増大している。

また、図 1 は、アメダスが観測した 1 時間降水量 80mm 以上の短時間強雨の発生回数を年ごとに集計したものである。年ごとの回数の変動は大きいですが、連続する 11 年間で平均すると、短時間強雨の発生回数は増加

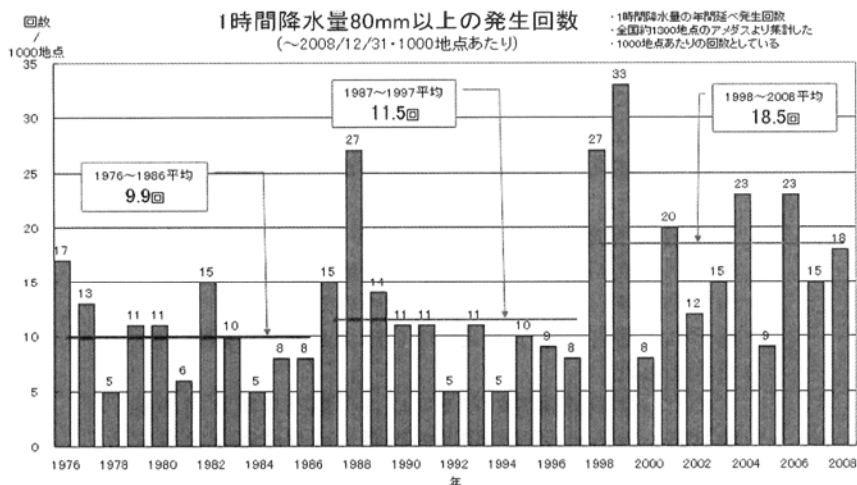


図 1 1 時間降水量80mm以上の発生回数 (気象庁資料)

傾向があることが分かる。

以上から、局地的な集中豪雨が発生しやすい傾向が読み取れる。

## 2 平成 20 年中の風水害

このような中、平成 20 年度は、台風の上陸はなかったものの、7 月末から 9 月初めにかけて、全国各地で局所的な集中豪雨が観測され、全国的に局地的な集中豪雨による被害が発生した。

特に、7 月 28 日の大雨では、兵庫県南部で雷を伴った大雨となり、14 時から 15 時の解析雨量では、神戸市付近で約 60 ミリの非常に激しい雨となった。この大雨の影響で、神戸市灘区の都賀川では、急激な増水のため(14 時 40 分から 50 分にかけて約 1.3 メートルの水位上昇)、河川内の親水公園で遊んでいた人達が流され、そのうち 5 名の方が亡くなられた。また、北陸付近では、0 時～12 時迄の降水量は、多いところで、111 ミ

リに達し、能登南部から加賀北部を中心に河川の溢水、床上・床下浸水及び土砂崩れ等の災害が発生した。

また、8 月末の豪雨では、愛知県岡崎市で 8 月 29 日の 1 時間雨量が観測史上 1 位を更新する 146.5 ミリに達するなど、1 時間雨量の記録を更新した地点が全国で 20 箇所を超え、各地で局地的な短時間の非常に激しい雨が降った。これにより、愛知県で河川の急激な増水や低地への浸水等により 3 名の方が亡くなられた。

平成 20 年 10 月 31 日現在、平成 20 年中の風水害に伴う人的被害、住家被害は、死者・行方不明者 18 人、負傷者 103 人、全壊 14 棟、半壊 25 棟、一部破損 481 棟となっている。

なお、主な風水害の状況は次のとおりである(表 1)。

## 3 今後の防災対策の課題

豪雨による被害を低減させるためには、避難勧告等について適切なタイミングで発

表 1 平成20年中の主な風水害による被害状況

番号	災害名	主な被災地	死者	行方不明者	負傷者	住家被害					災害対策本部等設置
						全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
1	平成20年2月23日から24日までの低気圧	北海道、本州	4	0	87	3	8	402	58	125	
2	平成20年7月28日の大雨等	本州	6	0	13	6	16	61	536	2,464	6県6市町村
3	平成20年8月5日の大雨	本州	5	0	0	0	0	0	54	153	6都県
4	平成20年8月末豪雨	全国	3	0	3	5	1	18	1,678	8,071	24都道府県

(注)「平成20年8月末豪雨」については、愛知県名古屋市の住家被害(半壊1世帯、一部損壊1世帯、床上浸水1,149世帯、床下浸水8,060世帯)は未計上

令するとともに、消防団や自主防災組織等との連携の下、その内容を住民に確実・迅速に伝達し、早期避難を行うことが重要である。この住民への伝達手段としては、放送事業者や防災行政無線による伝達のほか、消防団や自主防災組織による伝達など効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用して、住民へ伝達することが重要である。

また、風水害の危険性或早期避難の重要性の周知、避難経路等を示したハザードマップの配布など、日ごろから防災知識について住民へ普及啓発することも大切である。

消防庁では、全国の市町村において、避難勧告等に係る発令権限、発令基準及び伝達方法がどのように策定されているか、その状況を調査したが、この結果によれば、水害に関する避難勧告・指示に関する具体的な発令基準の策定率は 42.6%などとなっている（調査結果全文は、<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2103/210327-1houdou.pdf>）。

さらに、災害時要援護者対策については、福祉関係部局のほか、防災関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者による迅速かつ適切な早期の避難誘導が重要である。国では、こうした災害時要援護者の避難支援対策を進めるため、都道府県を通じ、全国の市町村に対し、災害時要援護者名簿、リスト等を作成するための情報収集や、行政以外の関係機関等を含めた情報共有を実施するための方法のほか、避難支援の対象者の範囲や自助・共助・公助の役割分担、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、災害時要援護者対策の取組方

針を明らかにした「全体計画」を定めるよう要請している。

消防庁では、これらの状況を調査したが、全団体の 13.2%が全体計画を策定済み（平成18年度末時点 11.2%）となっており、策定に着手している団体を含めると、全団体の半数を超える（56.1%）結果となっている（調査結果全文は、

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2011/201106-3houdou.pdf>）。

#### 災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果（ポイント）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 全体計画の策定状況<ul style="list-style-type: none"><li>・平成19年度末時点では、全団体の13.2%が策定済み（平成18年度末時点11.2%）</li><li>・策定に着手している団体を含めると、全団体の半数を超える（56.1%）</li></ul></li><li>2 災害時要援護者名簿、リスト等の作成<ul style="list-style-type: none"><li>・全団体の 2/3 が災害時要援護者名簿、リスト等の作成に着手済み</li><li>・福祉関係部局が主体となって作成するケースが多い（着手済み団体の 8 割弱）</li></ul></li><li>3 災害時要援護者情報の収集・共有の方法<ul style="list-style-type: none"><li>・情報の収集・共有は、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式を併用する市町村が多い。</li></ul></li><li>4 個別計画の策定状況<ul style="list-style-type: none"><li>・平成19年度末時点では、全団体の7.6%が策定済み（平成18年度末時点3.9%）</li><li>・策定に着手している団体を含めると、全団体の 1/3 強（35.6%）</li></ul></li></ol> |
|--|

平成 20 年度においては、局地的な豪雨による被害が発生したことから、消防庁としては、今後とも、水害に関する避難勧告・指示に関する具体的な発令基準の策定、災害時要援護者に対する全体計画の策定などを地方公共団体に求め、風水害対策の更なる充実強化を推進していく。